

葛尾村公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月 14 日

(令和 4 年 3 月改定)

福島県 葛尾村

目 次

はじめに	1
1 背景・目的	1
2 村づくりの方針	2
3 対象施設	4
1. 公共施設等の現況及び将来の見通し	5
1.1 公共施設等の状況	5
1.2 人口の見通し	10
1.3 中長期的な経費及び充当可能な財源の見込み	13
2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	17
2.1 計画期間	17
2.2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	18
2.3 現状や課題に関する基本認識	18
2.4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	19
<参考> 施設類型毎の特性・課題整理	24

はじめに

1 背景・目的

- 葛尾村は、大正 12 年に発足し、村民ニーズへの対応や企業誘致等を推進するため、庁舎や学校、村営住宅、道路、上水道等の公共施設等を整備してきました。
- 平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により、全村避難の状況が続いてきましたが、平成 28 年 6 月 12 日に野行行政区を除く村内の避難指示が解除され、葛尾村への帰還が可能となり、現在 143 名（転入者 25 名含む）が葛尾村で生活をはじめています。（平成 29 年 2 月 1 日現在）
- 避難指示が解除されたとしても、放射能という目に見えないリスクと寄り添って暮らすことが必要です。高齢者の世代よりも、若い世代、子育て世代にとっては、帰還するためのハードルが高いことが想定されます。このため、長期的な目標、工程を掲げて、村への帰還を促進するための仕組みを設けることなどが必要となってきます。
- 今後の村民の帰還の状況（人口減少、少子高齢化）に伴い、公共施設等に対する村民ニーズが大きく変化していくことが予想されます。
- 一方、これまでに整備してきた公共施設等の老朽化が進行するとともに、全村避難により長期間使用されていなかったことから、復旧や更新等に多額の費用が必要になるものと想定されます。
- その財源の確保は、今後予想される長期的な人口減少等に伴う村税収入の減少、高齢人口の増加に伴う社会保障費の増大等により、より厳しくなることが見込まれます。
- 一部（野行行政区）を除き避難指示が解除されて 1 年足らずの村内現状にあって、今後の公共施設等の管理のあり方を示すことは、困難な状況にあることも事実です。
- 本計画は、平成 27 年度策定された「葛尾村人口ビジョン」及び「葛尾村総合戦略」等の背景を踏まえ、村民のニーズに応じた行政サービスの提供と健全な財政運営を目指して、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するために策定するものです。

2 村づくりの方針

(1) 段階的な村づくり

○かつらお再生戦略プランでは、今後の復興再生に向けた取り組みを以下のように設定しています。

【村の戦略的な復興再生の方針（成長戦略の方針）】

- 除染が終わったとしても、帰還するためには、放射能という目に見えないリスクと寄り添って暮らすことが必要です。高齢者の世代よりも、若い世代、子育て世代にとっては、帰還するためのハードルが高いことが想定されます。このため、長期的な目標、工程を掲げて、村へ帰還するための仕組みを設けることが大切です。
- 県外や都市部に移り住んだ村民にも、村での生活が安定し、物資的ではない利便性、コミュニティの温かさ、生活費が安いメリット、その他多くの村の魅力を感じてもらうことが必要です。
- 上記を踏まえ、施策のばらまきとなることなく、当面（帰還開始まで）の重要課題（安全の確保、帰還への気運の醸成）、短期での重要課題（高齢者対策、村のコアとなる安心拠点の形成、村の元気の発信）、中長期的な重要課題（若年層等の帰還促進、更なる村の魅力の創造・強化、新たな産業の誘致等）に対応して、段階的な取り組みを適切に推進していくような、成長性を重視した復興再生の村づくりを進めていきます。

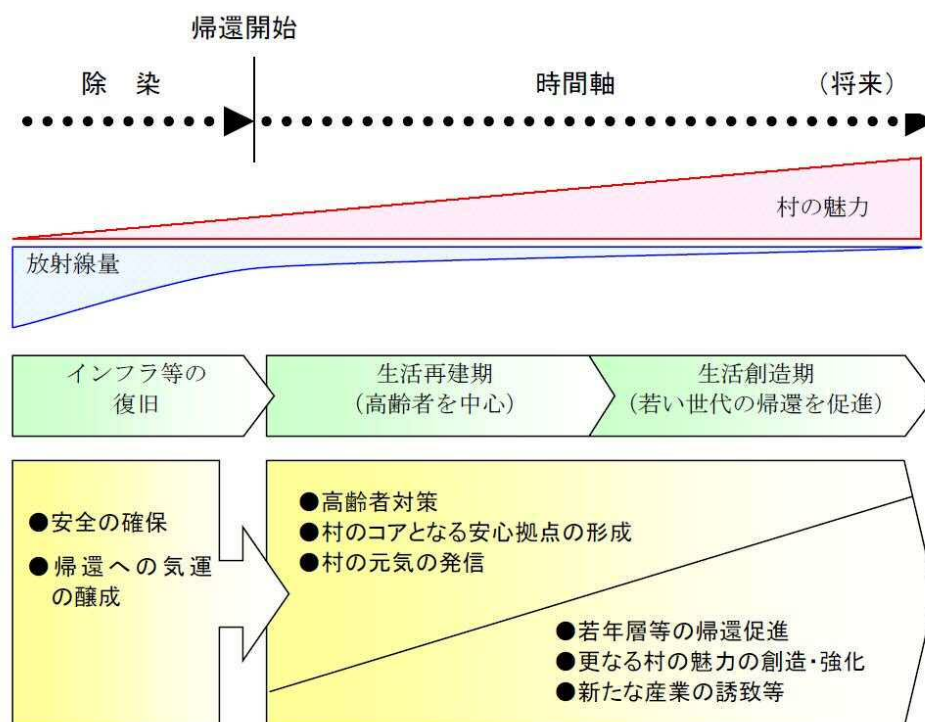


図 葛尾村の段階的な村づくり

(資料：かつらお再生戦略プラン)

（２）都市機能・公共施設配置の考え方

○かつらお再生戦略プランでは、都市機能・公共施設配置の考え方を以下のよう
に設定しています。

【都市機能・公共施設配置の考え方】

- 役場、小学校等、落合地区に集積している公共サービス機能、既存ストックを活用し、新たな村に必要な中心機能の集積化・魅力強化（公共・生活拠点の整備）を目指します。
- 新たな魅力ある住宅地・住環境の形成（若い世代や子育て世代にとっての魅力ある住宅地、コミュニティ増進を支援する集合住宅化、景観形成等）も検討し、新たな人口の吸引を牽引していきます。
- 新たな産業づくりの面から、新規機能の導入の必要がある施設については、遊休地の活用や公有地等の活用を図りつつ、その効果を最大限に発揮しうる適地に配置・検討していきます。

【まちなか交流拠点（公共・生活拠点）】

- 村内での利便性の高さや公共サービス機能集積を活かしながら、歩いて暮らせる範囲に、学校や役場等の公共施設、交流施設、商業施設、情報発信施設、交通結節点、高齢者住宅や若い世代の定住用住宅の集積を図り、村の中心部としての魅力とにぎわいの強化を先導していきます。

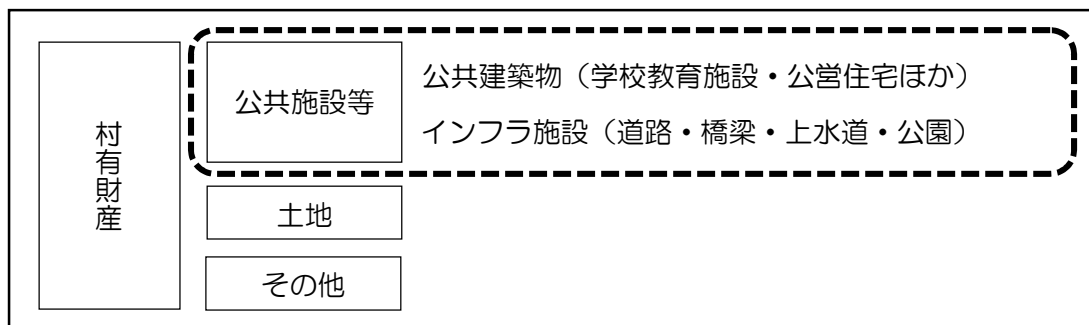
【集落拠点】

- まとまった集落の中心地等において、コミュニティの中核となる集会所やサロン、農業等の作業所等の集積を図るとともに、帰郷のための一時居住用住宅、バス等の公共交通や、日用品の配送等、集落での暮らしに必要な機能の整備を進め、各地区の元気の維持・増進を図っていきます。



3 対象施設

○本計画の対象施設は、公有財産台帳（平成 28 年度（2016 年度）12 月現在）や各種台帳に記載されている施設を対象とします。



※ 上水道のうち、営農共同給水施設は、小規模な設備であることから計画の対象外とする。
 ※ 葛尾村は下水道施設を保有していない。

表 対象とする公共施設等

	大分類	中分類	小分類	施設数	面積 (㎡)
公共建築物	文化系施設	集会施設	村民会館等	2	2,001
	社会教育系施設	博物館等	資料館	1	502
	スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	プール	1	56
			その他スポーツ施設	2	700
		レクリエーション・観光施設	レクリエーション施設・観光施設	2	1,650
	産業系施設	産業系施設	産業系施設	4	1,082
	学校教育系施設	学校	小学校	1	1,269
			中学校	1	1,879
		その他教育施設	給食センター	1	347
	子育て支援施設	幼保・こども園	幼稚園	1	484
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	高齢福祉施設	1	335
		その他保健福祉施設	その他保健福祉施設	2	2,719
	医療施設	医療施設	医療施設	1	374
	行政系施設	庁舎等	庁舎	1	1,641
		消防施設	屯所	7	241
	公営住宅	公営住宅	公営住宅	8	9,854
	その他	その他	公衆便所	2	33
			教員住宅	1	119
			その他	1	79
	合計			40	25,365
	インフラ施設	道路 橋梁 上水道 公園	村道 186km、農道 77km、林道 128km 35 橋、1,670 ㎡ 管路約 8.6km、浄水場 1 か所、配水池 1 か所 公園3施設、墓地		

1. 公共施設等の現況及び将来の見通し

1.1 公共施設等の状況

(1) 公共建築物

- 葛尾村は、平成 28 年（2016 年）12 月現在、公共建築物を 40 棟、総延床面積で約 2.5 万㎡保有しています。
- 平成 26 年度（2014 年度）末の県内の 1 人あたり公有財産の延床面積 5.0 ㎡／人、双葉郡の平均 8.1 ㎡／人と比べ、葛尾村の延床面積は 15.1 ㎡／人と多くなっています。
- 大分類別に公共建築物の延床面積をみると、公営住宅が最も多く施設全体の約 39%、次いで学校教育系施設が約 14%を占めています。

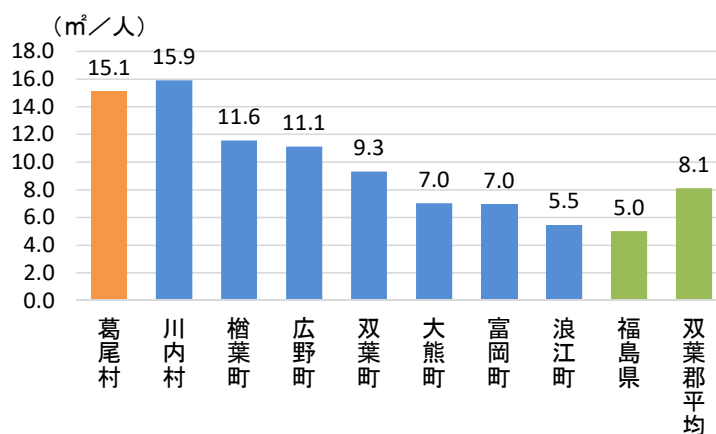


図 村民 1 人あたりの公共施設延床面積 自治体比較表

資料：総務省「公共施設状況調査経年比較表」平成 26 年度末
福島県「福島県現住人口調査年報 平成 26 年版」（平成 26 年 10 月 1 日）

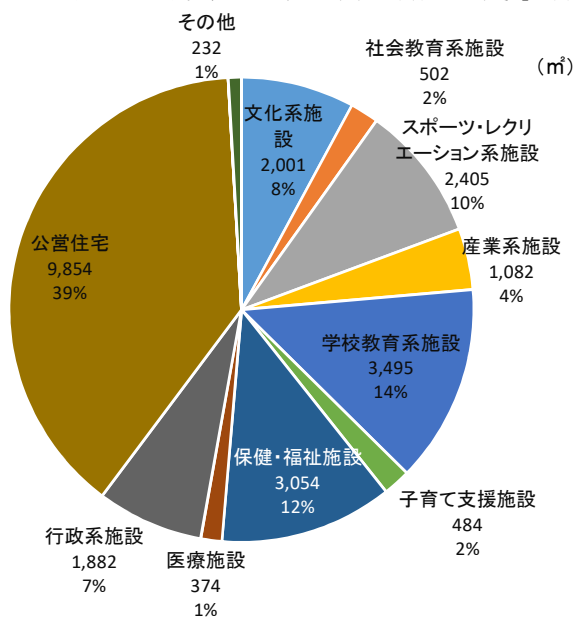
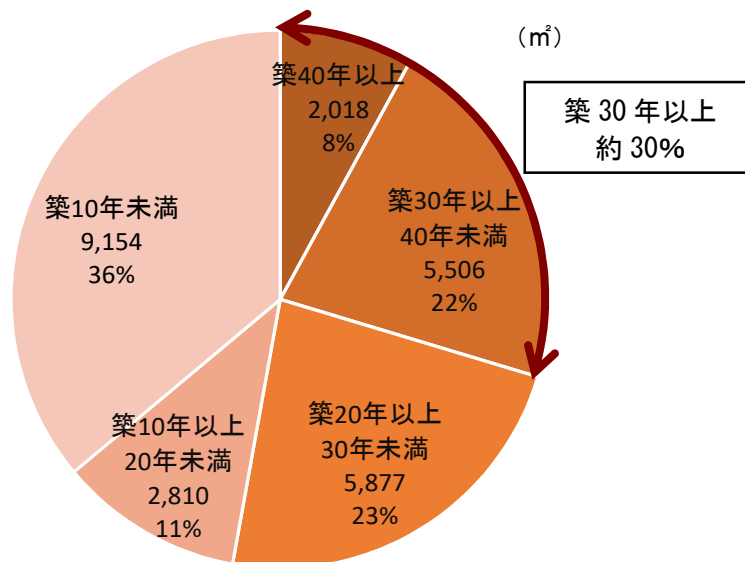


図 公共建築物の大分類別延床面積

資料：公有財産台帳（平成 28 年 12 月現在）

- 一般的に築 30 年で大規模改修、築 60 年で建替えが必要になるといわれています。村の場合、築 60 年を経過したものはありませんが、築 30 年以上を経過した公共建築物の割合は約 30%となっています。
- 最も築年数が経過している公共建築物は葛尾小学校校舎で、築 48 年経過しています。次いで、郷土文化保存伝習館が築 44 年となっています。



資料：公有財産台帳（平成 28 年 12 月現在）

表 築 40 年以上を経過した公共建築物

建物名	構造	建設年度	経過年数	延床面積 (m²)
葛尾小学校 校舎	鉄筋コンクリート	1968	48	1,269
郷土文化保存伝習館	鉄筋コンクリート	1972	44	392
郷土文化保存伝習館 ポンプ室	コンクリートブロック	1972	44	110
老人憩の家	鉄骨造	1976	40	191

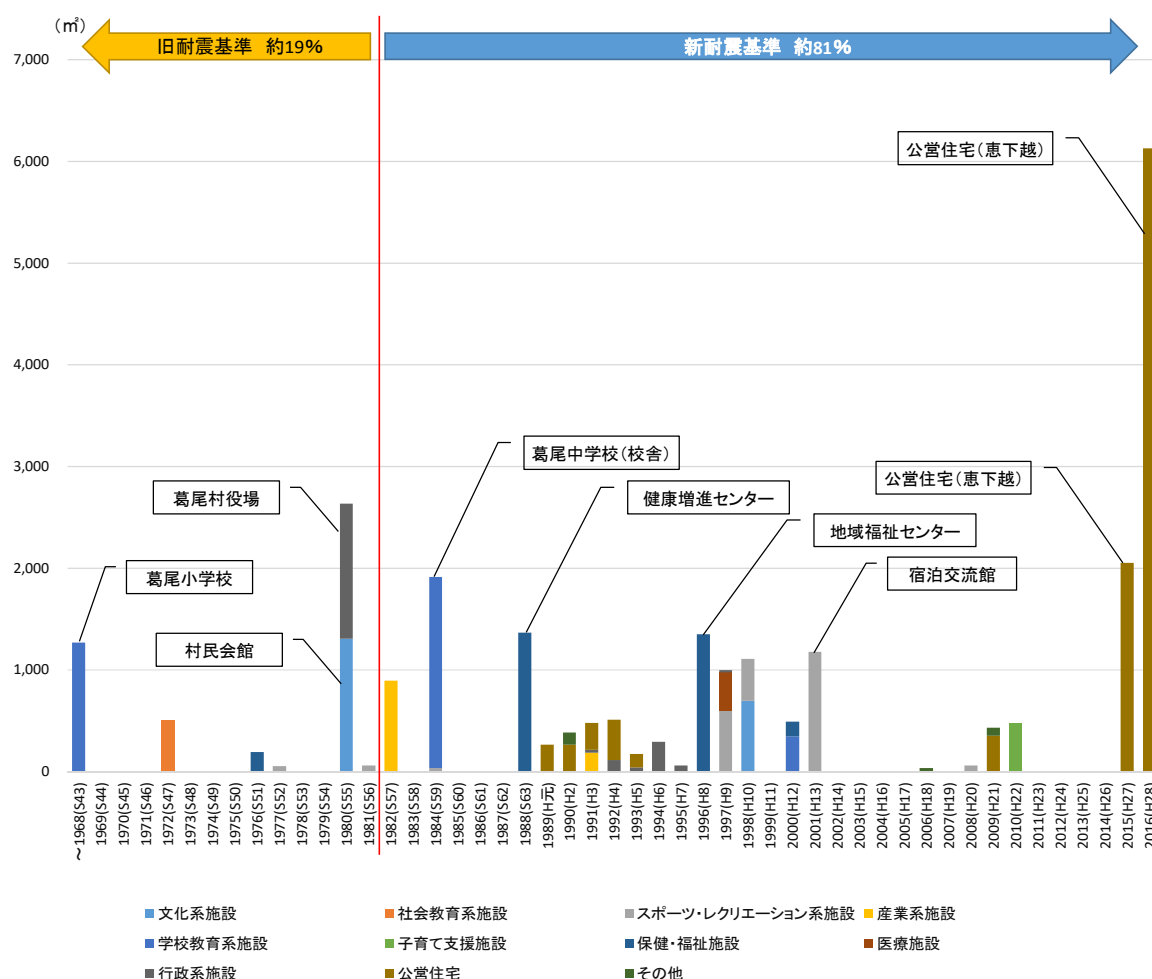
資料：公有財産台帳（平成 28 年 12 月現在）

○昭和 56 年度（1981 年度）以前の旧耐震基準が適用されていた時期に整備された公共建築物の延床面積の割合は全体の約 19%です。

○旧耐震基準が適用されていた 1960 年代から 70 年代に整備された主な公共建築物（延べ床面積 1,000 m²以上）は、葛尾小学校、葛尾村役場、村民会館です。このうち、葛尾小学校は耐震改修を実施済みです。葛尾村役場及び村民会館は、耐震診断を実施し耐震改修は不要と診断されました。

○新耐震基準が適用されて以降の 1980 年代には、葛尾中学校、健康増進センターが整備されました。

○1990 年代には地域福祉センター、2000 年代には宿泊交流館が整備されました。近年では、平成 27、28 年度（2015、2016 年度）公営住宅（恵下越）が整備されました。



(2) 道路・橋梁

- 道路として、村道 186km、農道 77km、林道 128km を保有しています。
- 主要な村道については、平成 28 年度内に復旧を完了する予定です。農道については、営農再開意向のある箇所を優先的に復旧する予定です。林道については、詳細調査を実施し、順次、復旧工事を実施する予定です。
- 橋梁は村道の橋梁が 32 橋、農道の橋梁が 2 橋、林道の橋梁が 1 橋あります。総面積で 1,670 m²を有しており、1 橋あたりの面積は 48 m²となっています。このうち、5 m 以上 10m 未満が約 55% を占め、次いで 10m 以上 15m 未満の橋梁が約 24% となっています。
- 限られた予算の中で道路の安全・安心を確保するために、平成 28 年度 (2016 年度) に「橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、橋梁の長寿命化によるコスト縮減及び平準化に取り組むこととしています。

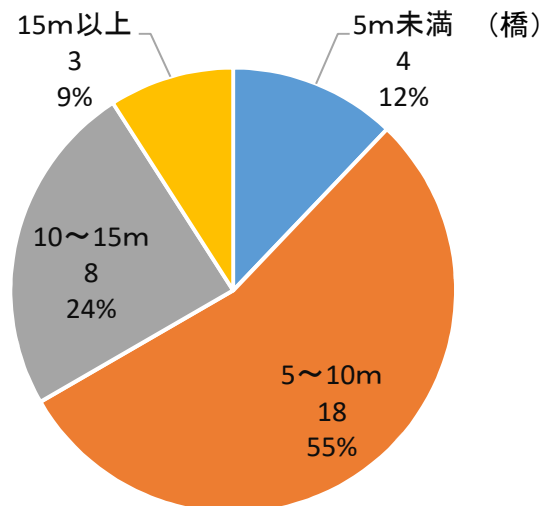


図 橋梁の長さ区分別本数

資料：道路台帳、農道台帳、林道台帳 (平成 28 年 12 月現在)

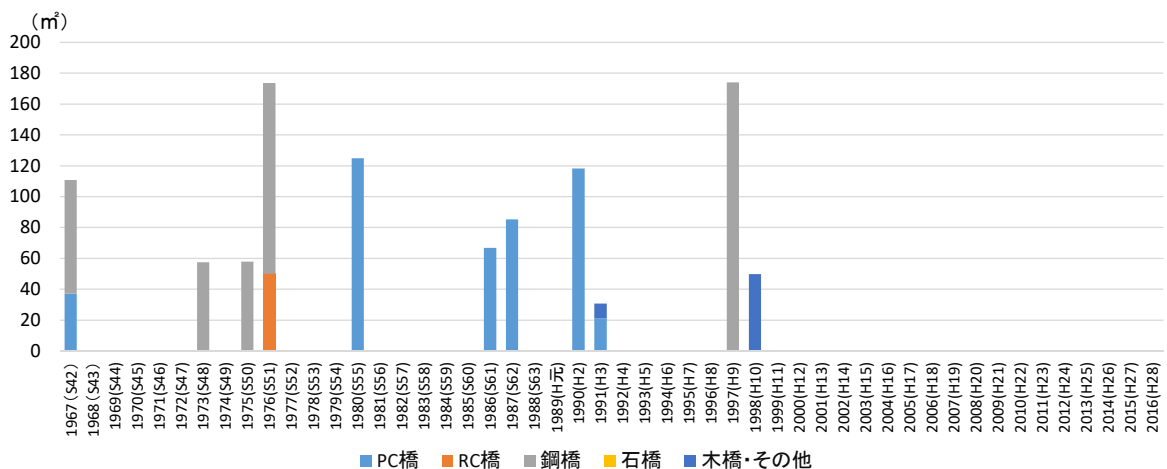


図 橋梁の年度別整備面積

資料：道路台帳、農道台帳、林道台帳 (平成 28 年 12 月現在)

※整備年度不明の橋梁面積 678 m²

(3) 公園・緑地等

- 主要な公園・緑地等として、村民グラウンド、大尽屋敷跡公園、森林公園もりもりランドの3施設を保有しています。
- 村民グラウンドは利用が再開され、大尽屋敷跡公園は、復旧工事を実施中です。森林公園もりもりランドは、復旧工事が未着手の状況です。
- この他、墓地があり、行政区が管理を行っています。

(4) 上水道

- 上水道として、落合地区簡易水道があります。約8.6kmの管路、1か所の浄水場、1か所の配水池を保有しています。
- 平成13年度(2001年度)に落合地区に給水を開始し、集落住民の飲雑用水及び営農に必要な用水を提供しています。
- 浄水場は、長期避難により施設に不具合が生じていたことから平成26年度(2014年度)に改修工事等を実施し、安全な水を提供することが可能となりました。

1.2 人口の見通し

(1) 総人口

○葛尾村の人口は、昭和 30 年度（1955 年度）の 3,062 人をピークに減少傾向となり、昭和 35 年度（1960 年度）から昭和 55 年度（1980 年度）の 20 年間に約 4 割の人口が減少して 2,000 人を割り、その後も緩やかな減少傾向を示し、平成 22 年度（2010 年度）には 1,531 人となりピーク時の約半分の人口となりました。

○高齢化率は、上昇傾向にあり平成 22 年度（2010 年度）は 32.2%となっています。

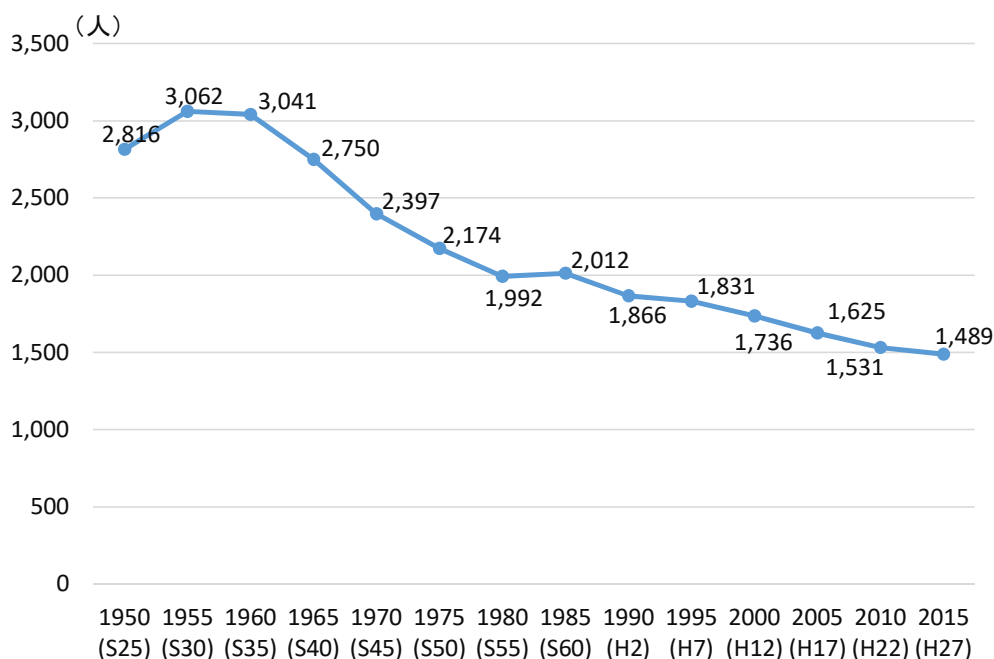


図 総人口の推移

資料：国勢調査、平成 27 年は住民基本台帳

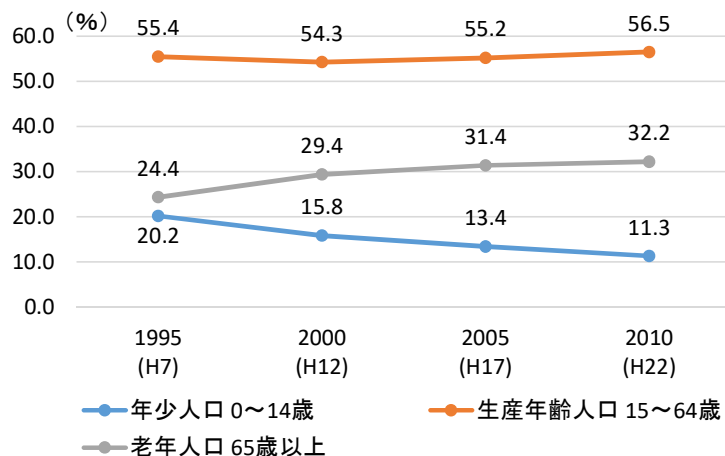


図 年齢 3 階層別人口の推移

資料：国勢調査

(2) 人口の見通し

- 葛尾村人口ビジョンでは、全村避難の状態からの再出発となるため、帰村意思のある村民の意向を反映し、平成 32 年（2020 年）の人口を二地域居住者を含めて 900 人（東日本大震災前の人口の約 60%）としています。
- しかし、何の施策も講じなければ平成 52 年（2040 年）には 540 人に減少することになります。
- そのため、一人でも多くの帰還者を増やすための施策や将来村の担い手となる若年層や子育て世代の帰還を促す支援策の他、若者が希望の持てる施策等を積極的に実施し、新規移住者の確保による人口増加を図ることにより、平成 52 年（2040 年）においては定住人口 900 人を目標としています。

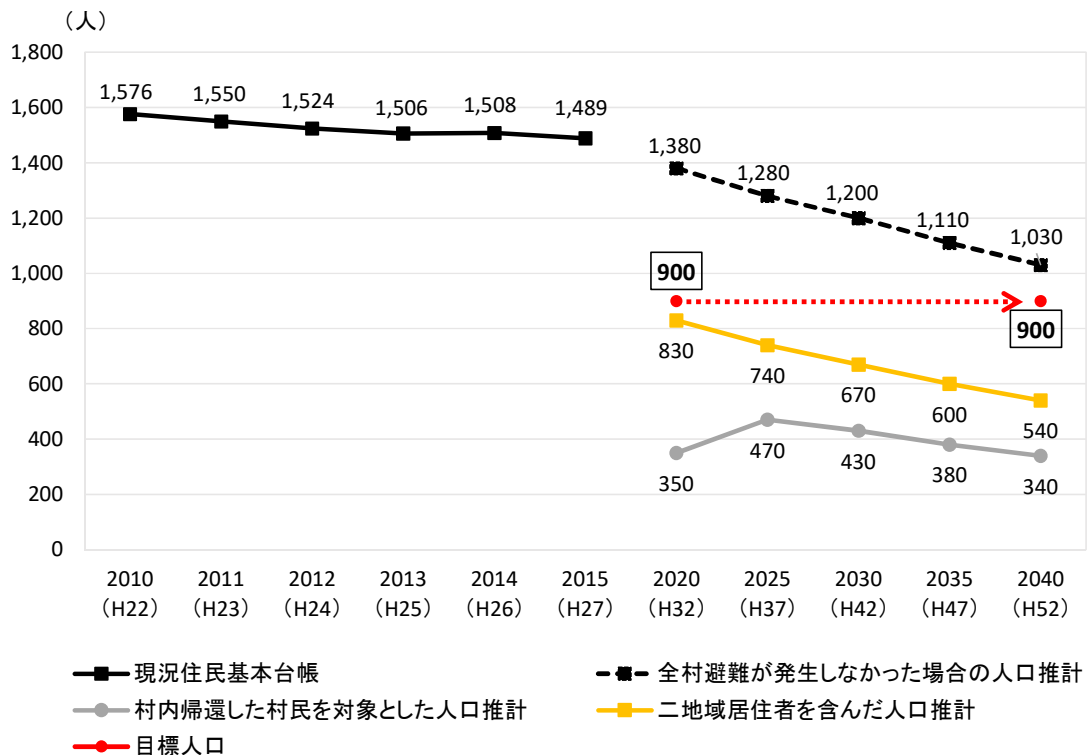


図 総人口の推移と将来見通し

資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（各年 1 月 1 日現在）、葛尾村人口ビジョン

＜葛尾村人口ビジョンにおける人口推計＞

【全村避難が発生しなかった場合の人口推計】

- 平成 23 年度（2011 年度）3 月の東日本大震災及び原発事故が発生せず、全村避難が起きなかったと想定した推計。
- 今後、何の対策も講じていかなければ、平成 32 年（2020 年）に 1,380 人、平成 52 年（2040 年）に 1,030 人と推計されます。
- 老年人口割合は平成 27 年（2015 年）で約 35%ですが、平成 52 年（2040 年）には約 42%に増加します。

【村内帰還した村民を対象とした人口推計】

- 「葛尾村復興まちづくりアンケート調査」（平成 26 年度（2014 年度）6 月）で、「出来るだけ早く戻りたいと考えている」及び「いずれ戻りたいと考えている」と回答している村民については帰還する意志があるとして推計。
- 帰還する意志のある村民だけでの人口推計では村内の人口は、今後、何の対策も講じなければ、平成 32 年（2020 年）に 350 人に、平成 52 年（2040 年）には 340 人と現況の人口に比較して大幅に人口減少が進むこととなります。
- 老年人口の割合は、平成 27 年（2015 年）の約 35%が、平成 52 年（2040 年）には約 52%に増加します。その大きな原因は、若年層や子育て世代が帰還しないため子供の出生が著しく低下するためです。

【二地域居住者を含んだ人口推計】

- 「帰還した村民を対象とした人口推計」に、二地域居住者を含めた人口を推計。
- 何の施策も講じなければ平成 32 年（2020 年）には 830 人、平成 52 年（2040 年）には 540 人と人口減少をたどり、また、老年人口割合も 55%と超高齢化が進行すると推計されました。

1.3 中長期的な経費及び充当可能な財源の見込み

(1) 歳入・歳出

○平成 26 年度（2014 年度）及び平成 27 年度（2015 年度）は、避難指示解除が決まり帰還に向けて公共施設等の復旧・復興が本格化したことから、歳入・歳出が大幅に増加し、東日本大震災発生前の約 4 倍の財政規模となりました。

○歳入では、平成 26 年度（2014 年度）及び平成 27 年度（2015 年度）の国庫支出金及び地方債が増加しています。

○歳出では、公共施設等の復旧・復興のため、平成 26 年度（2014 年度）及び平成 27 年度（2015 年度）、普通建設事業費、積立金（中間貯蔵施設整備等関連基金等）、物件費（災害廃棄物処理事業関係費等）が増加しています。

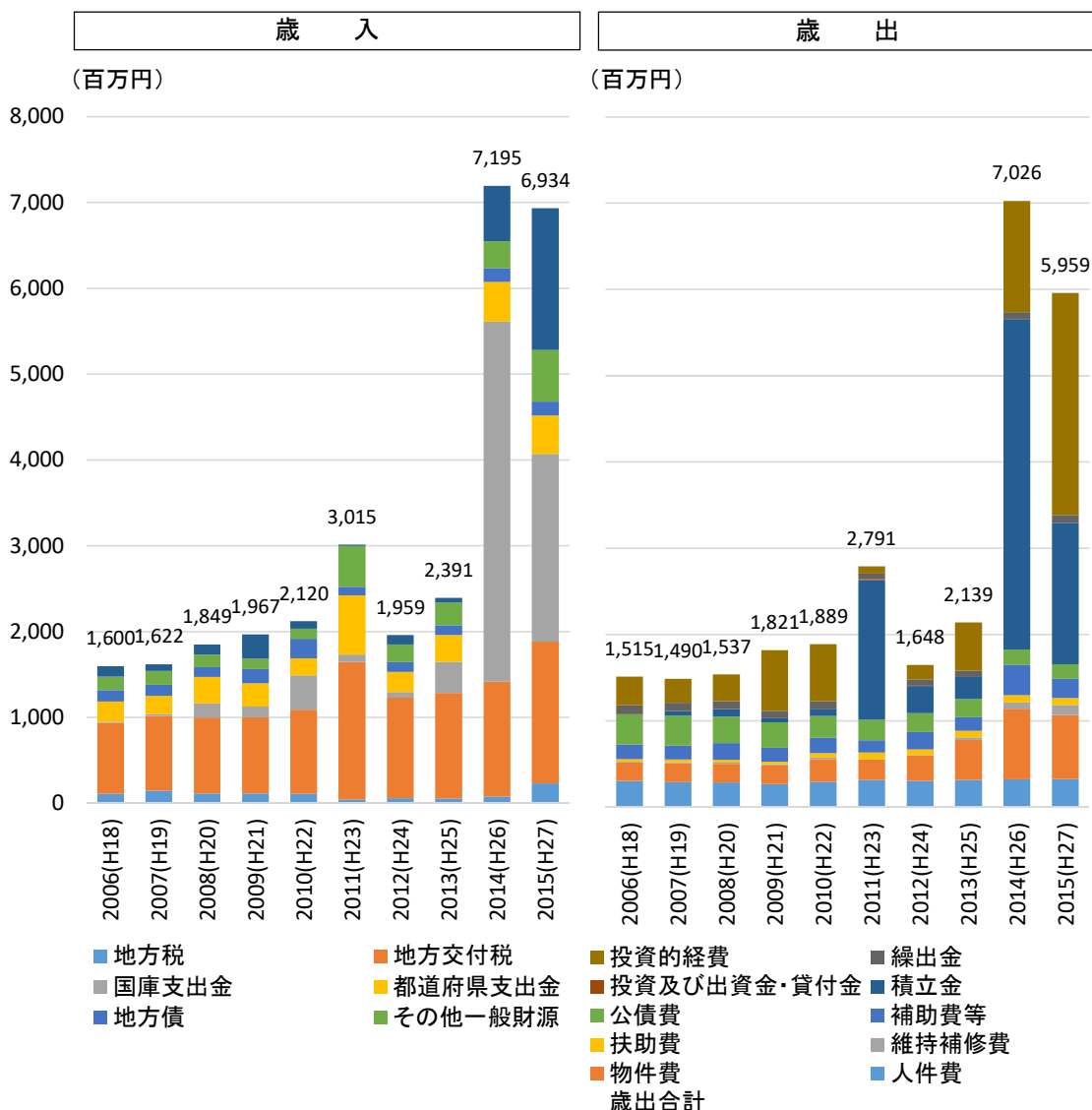


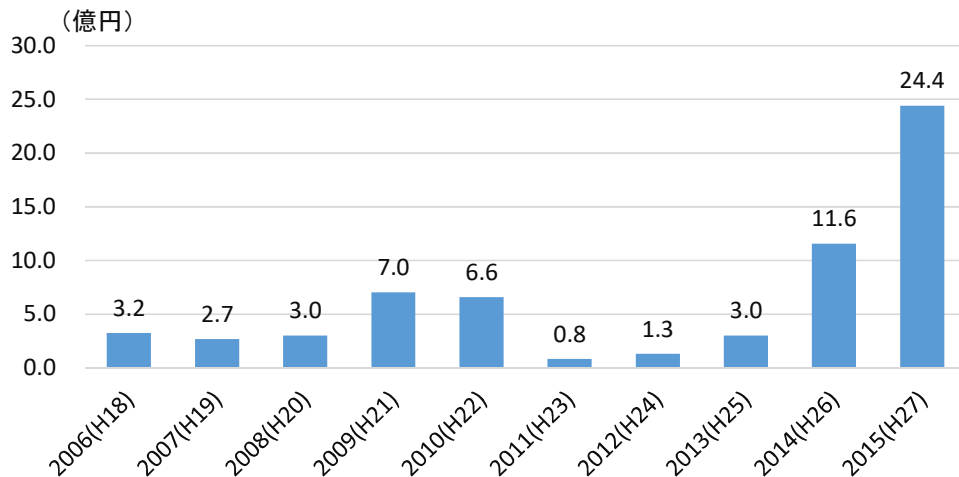
図 歳入・歳出の推移

資料：葛尾村決算統計

(2) 普通建設事業費

○普通建設事業は、東日本大震災発生前の平成 18 年度（2006 年度）から平成 22 年度（2010 年度）の平均は約 4.5 億円でした。

○帰還に向けての公共施設等の普及・復興のため、平成 26 年度（2014 年度）は約 11.6 億円、平成 27 年度（2015 年度）は約 24.4 億円と増加しています。



資料：葛尾村決算統計

(3) 簡易水道事業会計建設改良費

○簡易水道事業会計における建設改良費は、平成 20 年度（2008 年度）が約 2,448 千円、平成 22 年度（2010 年度）が約 107 千円、平成 26 年度（2014 年度）が約 2,104 千円となっています。

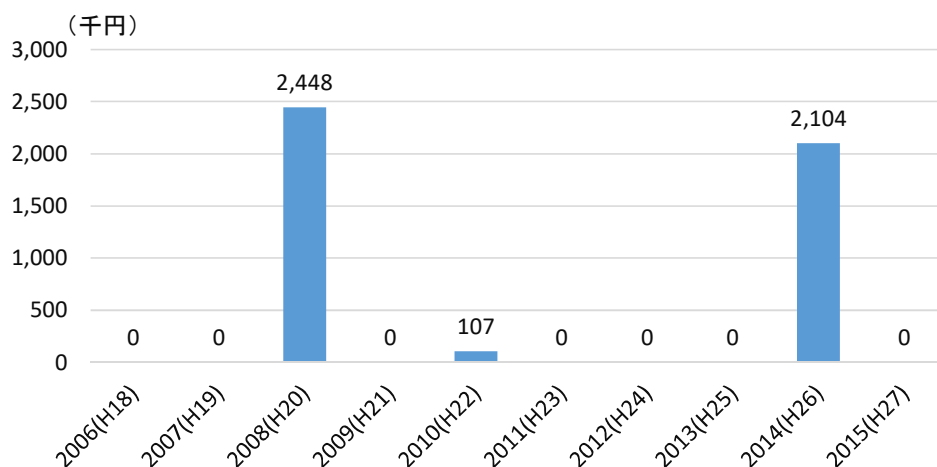


図 簡易水道事業会計建設改良費の推移

資料：葛尾村決算統計

（４）公共施設等の更新費用と充当可能な財源の見込み

- 仮に今後 40 年間で新たな施設の整備は行わずに既存の公共施設等を全て更新する場合、総額で約 239 億円の更新費用が必要になると見込まれます。
- 1 年あたりに換算すると年間約 6.0 億円の更新費用が必要になります。
- 一方、東日本大震災発生以前（平成 18 年度（2006 年度）から平成 22 年度（2010 年度））の投資的経費（普通建設事業費）は年間約 4.5 億円であり、全ての公共施設等を維持するためには、更新費用に不足が生じることが予想されます。
- さらに、今後、人口減少、特に生産年齢人口の減少により、村税の減少が見込まれるとともに、扶助費や給付金の大幅な増加が見込まれることから、更新費用を確保することは極めて困難な状況となります。
- 長寿命化については、平成 28 年に一部地域を除く帰還のために、各施設の復旧工事を実施し、併せて長寿命化対策を行っています。（個別施設計画参照）

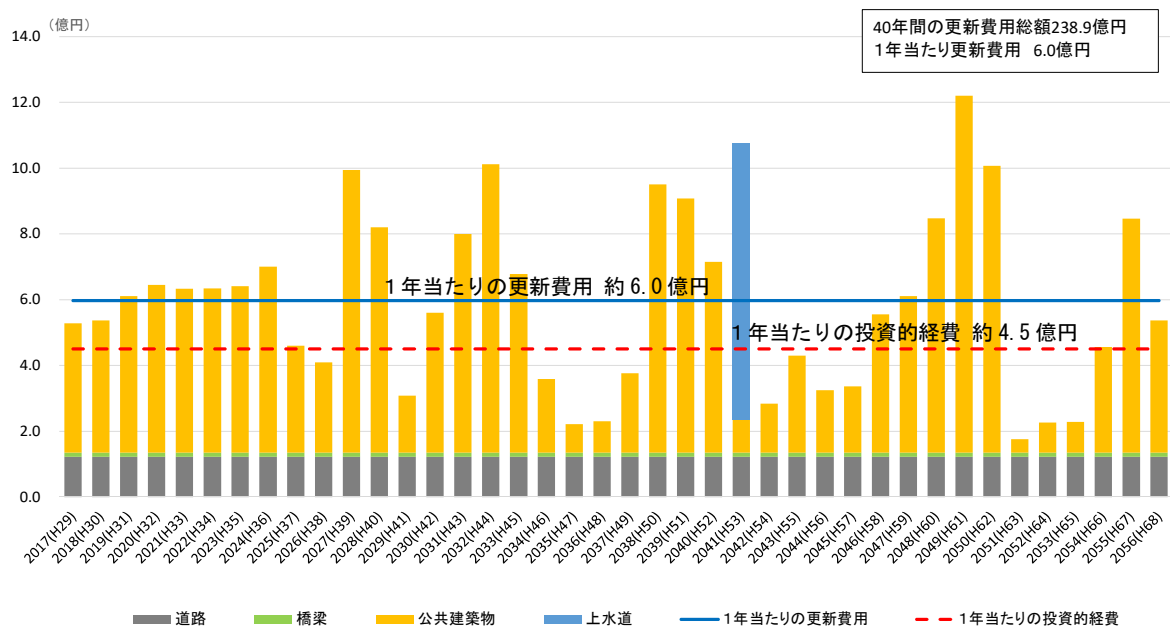


図 将来の更新費用と投資的経費の比較

【公共施設等更新費用の試算方法】

○新たな施設の整備は行わないものと仮定し、今後 40 年間（平成 28 年度（2016 年度）～平成 67 年度（2055 年度））に見込まれる更新費用を試算した。

※更新費用＝更新面積・延長×更新単価

○公共建築物の更新時期については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（財務省令）に基づき設定。また、大規模改修は、耐用年数の 1/2 の年数で行うと設定した。

○更新単価は「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究報告書（財団法人自治総合センター）」による。

【投資的経費の試算方法】

○平成 18 年度（2006 年度）～平成 22 年度（2010 年度）の普通建設事業費の平均。

○平成 23 年度（2011 年度）以降の普通建設事業費には、震災復旧・復興費用が含まれていることから除外した。

（５）有形固定資産減価償却率（％）

○有形固定資産のうち、償却資産の取得評価額に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているか全体として把握することができます。

有形固定資産減価償却率の推移

決算年度	有形固定資産減価償却率	増減（ポイント）
平成 30 年度	46.8％	－
令和元年度	46.8％	0
令和２年度	46.4％	▲0.2

（６）維持管理費用（人件費を除く）

○維持管理費用のうち人件費を除く費用のみ積み上げると、年間約 7,700 万円（令和 2 年度決算）となります。これを公共施設延床面積（約 2.6 万㎡）1 平米あたりの金額に換算すると、約 2,961 円/㎡（≒3,000 円/㎡）となります。

○将来における物価変動による現在価値換算を考慮せず、本計画の当初の際の保有面積のまま保有し続けた場合、つまり、40 年間の金額を計算すると約 31 億円が必要となります。

○維持管理費の課題については、施設総量が多いことから当然に維持管理費用の総額も多額になる傾向があります。

○維持管理費用は、通常、一般財源（税金等）により財源充当するものであり、帰村率の硬直化、少子高齢化の傾向があるにも関わらず、安全かつ安心して利用できる公共施設を運営していくためには、更新のみならず、維持管理費についても縮減する必要があります。

2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

2.1 計画期間

○公共施設等の総合的かつ計画的な管理のためには、中長期的な視点に立つ必要があることから、計画期間を30年間とします。

○葛尾村の現状から概ね10年を目安に計画を検証することとするが、必要に応じてさらに短期間に検証することも視野に入れて計画を見直します。

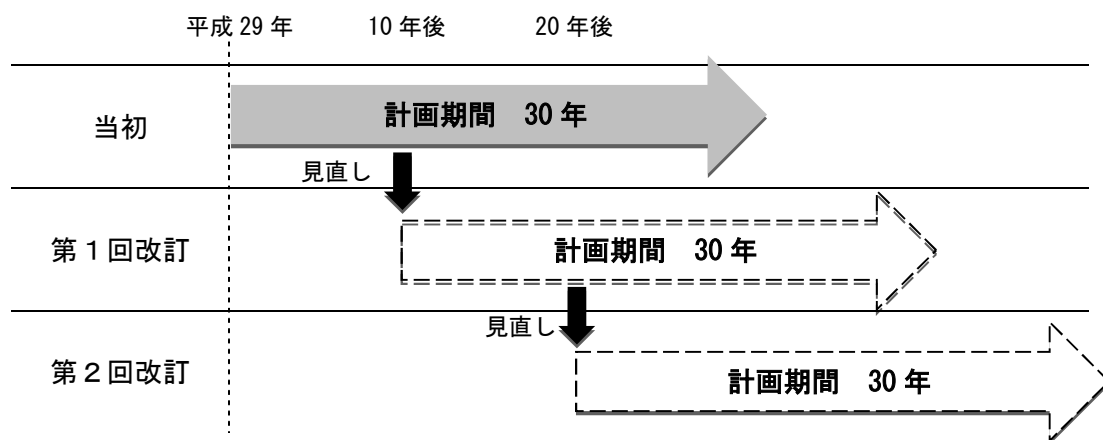


図 計画期間

2.2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

(1) 全庁的な取組体制

- 公共施設等に関連する事務は、「設置・運営する部署」、「設計・建設する部署」、「予算を配分する部署」など、村の複数の部署が関わっています。
- このため、関係する部署間で、情報共有や調整、進捗管理や横断的事項に関する意思決定等を円滑に行うため、全庁的な連携の強化を図ります。
- 高度な技術的判断が的確に行える経験者の活用や技術的ノウハウの蓄積・継承に向け、適切な人材育成・配置の仕組みづくりを行います。

(2) 情報管理・共有方策

- 公共施設等の点検・診断、維持管理・更新等のサイクルを通じて、データを収集・蓄積し、情報の一元化を推進します。
- 公共施設等のデータベース（台帳）を構築するため、固定資産台帳の整備等を通じて統一の様式を設定し、情報の共有化を推進します。
- 公共施設等の情報を村民にわかりやすく提供し、理解や協力を得られるよう努めます。また、村民が公共施設等の異常等を発見した際に、その情報を共有する仕組みを構築します。

2.3 現状や課題に関する基本認識

- 村の人口や財政等の現状、さらに将来の見通しを踏まえると、公共施設等を現状のまま維持し、これまでと同じ方法で整備や維持管理、運営していくことは困難な状況となっています。
- このため、中・長期的な視点にたち、村民の帰還意向に合わせて、段階的に施設の復旧復興を推進することが必要です。
- 全村避難により長期的に利用されていなかったために、公共建築物等の劣化が著しく進行し、安全性が確保できないものは、利用可能な施設への移転を含め検討します。
- 老朽化した施設の更新に際しては、現状維持にとどまるのではなく、住民ニーズを勘案し、サービスの必要量、提供する場所を検討します。
- 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興事業において、復興公営住宅等を整備しており、今後はそれらの維持管理が必要となります。
- このため、真に必要な公共施設等を見極め、村民ニーズに適切に対応するとともに、今後必要となるコストを縮減・平準化することが必要であり、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に向けた取り組みが急務となっています。

2.4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- 葛尾村は、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により、全村避難の状況が続いてきました。
- 平成 28 年 6 月 12 日、野行行政区を除く避難区域の避難指示が解除され、事故発生から 5 年ぶりに葛尾村への帰還が可能となりました。
- 公共施設等に対する村民ニーズは、今後の村民の帰還の進捗や人口減少、少子高齢化の進展に伴い、大きく変化していくことが予想されます。
- 村内の公共施設等は、全村避難により長期間使用されていなかったことから、復旧や更新等に多額の費用が必要となっています。
- 加えて、公共施設等の老朽化が進行することから、現在の公共施設等を維持・更新するためには、多額の財政負担を強いられ、将来への負担を増やすことになります。
- 一方、そのための財源の確保は、今後予想される長期的な人口減少等に伴う村税収入の減少、高齢人口の増加に伴う社会保障費の増大等により、より厳しくなることが見込まれます。

(2) 公共施設等の管理に関する 3 つの基本方針

- 「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」を踏まえ、村の公共施設等を総合的かつ計画的に管理するために、3 つの基本方針を設定します。

基本方針 1 村民の帰還に合わせた公共施設等の総量の適正化

基本方針 2 公共施設等の適切かつ効率的な管理運営と有効活用

基本方針 3 公共施設等の安全確保

基本方針 1 村民の帰還に合わせた公共施設等の総量の適正化

- 将来への負担を少しでも軽減するため、村民の帰還状況や村民ニーズを適切に把握し、真に必要なサービスを提供する施設を見極め、公共施設等の適切な保有量を設定し、計画的かつ段階的な整備や縮減を図ります。
- 公共施設等の総量縮減は、単に現在の公共施設等を廃止するのではなく、村民ニーズに見合った施設へとリニューアルを図りながら取り組みます。
- 新たに施設を整備する際は、既存施設への複合化や多機能化等をあわせて検討することを基本とします。

基本方針 2 公共施設等の適切かつ効率的な管理運営と有効活用

- 公共施設等の総量縮減を図りながらも、村民へのサービスを低下させることなく、継続的に提供していきます。
- そのため、建物を「保有」する考え方から、建物を「活用」する考え方への転換を図ります。
- 利用率の低い施設の用途変更や余剰スペースへの機能移転等を進め、既存施設の有効活用を図ります。
- 光熱水費等エネルギー消費量の多い施設については、ランニングコストの削減を図るため、原因を調査分析し、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入を積極的に推進します。

基本方針 3 公共施設等の安全確保

- 全村避難により長期的に利用されていなかった施設は、利用再開の前に施設の点検を実施し、施設の状況に応じて修繕や除却を行い、安全確保を図ります。
- 公共建築物の改修を実施する際は、建物の耐震診断・耐震化を合わせて実施します。

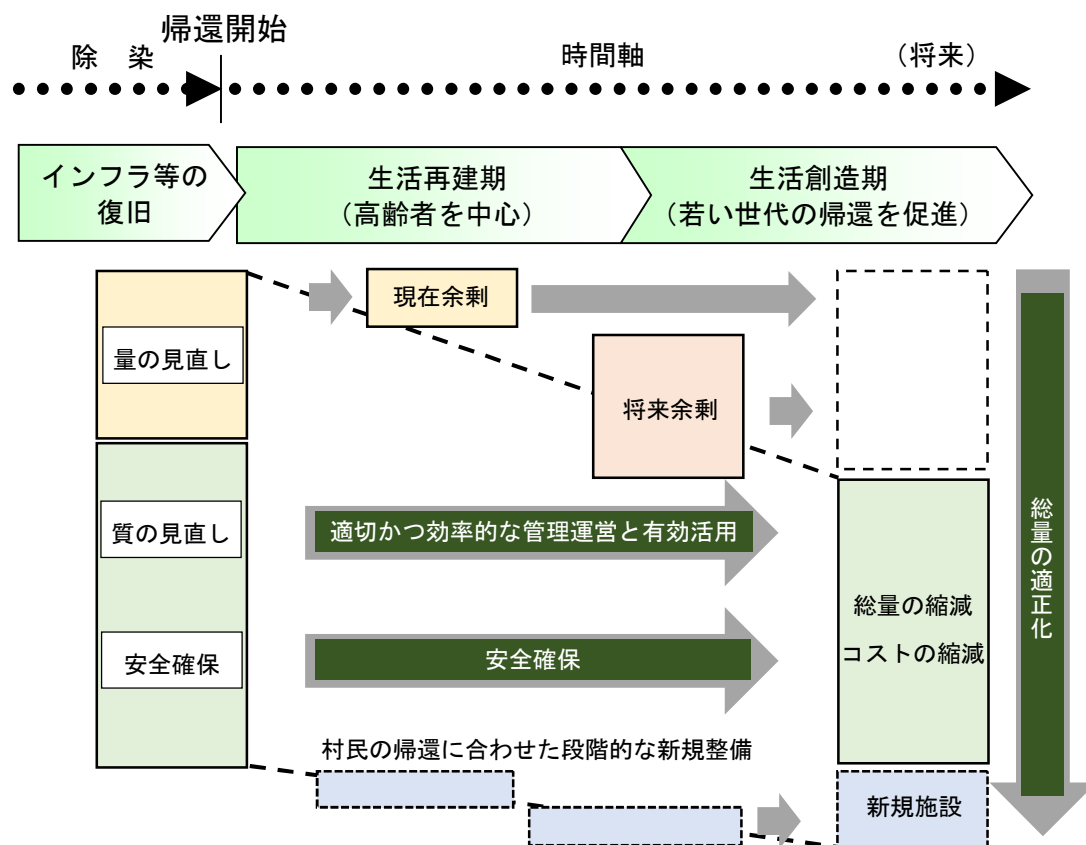


図 基本方針イメージ

(3) 項目別実施方針

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省：平成 26 年 4 月 22 日）」に示されている 7 つの事項ごとの実施方針を以下に示します。

① 点検・診断等

ア) 計画的かつ効率的な点検実施

- 全村避難により長期的に利用されていなかった施設は、利用再開の前に施設の点検を実施し、安全確保を図ります。
- 公共施設等の安全確保や計画的な維持管理・修繕・更新等のため、日常点検、定期点検、臨時点検を確実に実施します。
- 日常点検については、施設管理者が実施することを基本とし、そのための人材育成や管理体制等の構築を図ります。
- 定期点検として、民間事業者等の専門技術を活用しながら、各種法令等に基づく法定点検や各種計画・設計に必要な点検を実施します。
- 臨時点検については、自然災害や火災・事故等の発生による予期せぬ損傷や異常がないかを確認するため速やかに実施します。

イ) 情報の一元化・有効活用

- 日常点検や定期点検により得られた情報をデータ化して蓄積します。
- 各種情報等を活用しやすいように各種施設のカルテやデータベース（台帳）を段階的に統合し、様式を統一化する等の整備を図ります。
- 整備した各種情報については、施設等整備計画・設計へ反映するとともに、村民や民間事業者へ公開する等の活用方策を検討します。

② 維持管理・修繕・更新等

ア) マネジメントサイクルの確立

- 点検・診断により得られた劣化状況や修繕履歴等を計画や設計に反映し、適切な維持管理・修繕・更新等を繰り返すマネジメントサイクルの確立を目指します。

イ) 優先度の評価

- 施設の重要性や劣化状況等を踏まえて、維持管理・修繕・更新等の優先度を評価し、計画的に取り組みます。

ウ) 予算の確保及び平準化

- 維持管理・修繕・更新等を確実に実施していくため、予算の確保及び平準化を図ります。
- ライフサイクルコストを最小化するため、省力・低コストの管理を可能とする構造や素材の採用を検討します。

③ 安全確保

ア) 老朽化等により廃止した施設の除却（解体撤去）

- 全村避難により長期的に利用されていなかったために、公共建築物等の劣化が著しく進行し安全を確保できない施設や老朽化等により廃止した施設は、利用者の安全性や周辺の環境・治安の観点から、原則として除却（解体撤去）します。

イ) 危険性のある施設や設備の確実な発見

- 施設管理者の日常点検や施設利用者からの情報提供等により、危険性のある施設や設備を確実に発見します。

ウ) 危険性が認められた場合の緊急措置

- 人的被害の発生等の危険性が認められた場合、使用制限や通行制限、解体撤去、代替施設の確保、緊急修繕・更新等適切な措置を検討し、速やかに実施します。

④ 耐震化

- 新耐震基準施行以前に建設した公共建築物を対象として、耐震診断及び耐震化に取り組みます。

⑤ 長寿命化

ア) 橋梁長寿命化計画の推進

- これまでの破損・故障等が生じた場合の対症療法的な「事後保全」が中心でした。しかし、「事後保全」は、適切な維持管理の時期が先延ばしされ、劣化が進行することで施設本来の寿命を短縮させる可能性があります。
- このため、損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う「予防保全」への転換を図り、橋梁の長寿命化を推進します。

イ) 長寿命化計画の策定の推進

- 道路や上水道、公営住宅等についても長寿命化計画の策定を検討します。

⑥ 統合や廃止

- 全村避難により長期的に利用されていなかったために、公共建築物等の劣化が著しく進行し、安全性が確保できないものは、利用可能な公共建築物又は新規整備を検討し、既存建物については撤去を検討します。

⑦ 管理体制

ア) 村職員の人材育成・確保

- 国や県との連携により、人材確保を図るとともに、研修参加等による人材育成を推進します。

イ) 庁内組織の再検討

- 村職員が有する技術を蓄積・継承するための組織体制を検討します。
- 複数の施設を所管する部署に関連する業務等の情報共有を図ります。

ウ) 民間事業者等の活用

- 公共施設等の管理の効率化を図るため、P F I（公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金や能力を活用し行う手法）や指定管理制度等の事業手法の導入や事業特性に応じた入札契約方式の選択・運用等（包括契約、長期契約等）を検討します。

エ) 村民・地域との協働

- 帰還の促進に向けて必要な公共施設等の整備について、村民や地域と意向を把握し、計画的に推進します。

＜参考＞ 施設類型毎の特性・課題整理

○公共建築物について、大分類ごとに特性と課題を整理します。

（１）文化系施設

○活性化センターは、平成 28 年度（2016 年度）に復旧工事が完了しました。

○村民会館は、平成 26 年度（2014 年度）に復旧工事が完了し、再開しています。

中分類	小分類	施設名	建物名(棟名)	総延床面積 (㎡)	構造	建設 年度	経過 年数
集会施設	村民会館等	活性化センター	活性化センター	696	鉄筋コンクリート	1998	18
		村民会館	村民会館	1,305	鉄筋コンクリート	1980	36

すべて建替えを想定した場合の今後 20 年間で必要となる参考概算事業費は、約 2.8 億円です。平均すると 1 年あたり約 0.15 億円が必要となります。

建物名(棟名)	延床面積(㎡)	単価(千円/㎡)	必要金額(千円)
活性化センター	696	400	278,400

（２）社会教育系施設

○郷土文化保存伝習館は、築 44 年が経過していることから、大規模改修が必要です。郷土文化保存伝習館のポンプ室については、解体する予定です。

中分類	小分類	施設名	建物名(棟名)	総延床面積 (㎡)	構造	建設 年度	経過 年数
博物館等	資料館	郷土文化保存伝習館	郷土文化保存伝習館	392	鉄筋コンクリート	1972	44
		郷土文化保存伝習館	ポンプ室	110	コンクリートブロック	1972	44

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

○宿泊交流館は、平成 27 年度（2015 年度）に復旧工事が完了し、入浴及び休憩機能が再開し、現在、宿泊施設の再開に向けて準備中です

○屋内ゲートボール場は、子どもを含めた屋内施設の整備を検討しています。

○森林公園もりもりランドについては、村民の帰還状況等を踏まえ、復旧計画を検討することが必要です。

○プールは築 39 年が経過し老朽化していることから、解体する予定です。

○村民グラウンド（更衣室、放送室、車庫）は築 35 年が経過し老朽化していることから、平成 28 年度（2016 年度）に改修工事を実施中です。

中分類	小分類	施設名	建物名(棟名)	総延床面積 (㎡)	構造	建設 年度	経過 年数
スポーツ施設	プール	プール	プール管理施設	15	鉄筋コンクリート	1977	39
		プール	幼児用プール更衣室	29	鉄骨造	1977	39
		プール	幼児用プール管理室	6	鉄骨造	1977	39
		プール	幼児用プールポンプ室	6	コンクリートブロック	1977	39
レクリエーション・観光施設	レクリエーション施設・観光施設	宿泊交流館	宿泊交流館	1,178	鉄骨造	2001	15
		森林公園もりもりランド	森林公施設管理棟	154	木造	1998	18
		森林公園もりもりランド	森林公園施設炊事棟(N)	56	木造	1998	18
		森林公園もりもりランド	森林公園施設炊事棟(A)デッキ付	56	木造	1998	18
		森林公園もりもりランド	森林公園施設トイレ(N)	19	木造	1998	18
		森林公園もりもりランド	森林公園施設トイレ(A)	22	木造	1998	18
		森林公園もりもりランド	森林公園施設バーベキューハウス	56	木造	1998	18
		森林公園もりもりランド	森林公園施設駐輪倉庫	50	木造	1998	18
		森林公園もりもりランド	森林公園施設バンガロー(N1)	10	木造	2008	8
		森林公園もりもりランド	森林公園施設バンガロー(N2)	10	木造	2008	8
		森林公園もりもりランド	森林公園施設バンガロー(N3)	10	木造	2008	8
		森林公園もりもりランド	森林公園施設バンガロー(A21)	10	木造	2008	8
		森林公園もりもりランド	森林公園施設バンガロー(A22)	10	木造	2008	8
		森林公園もりもりランド	森林公園施設ポンプ室	10	鉄筋コンクリート	2008	8
スポーツ施設	その他スポーツ施設	村民グラウンド	グラウンド更衣室	45	木造	1981	35
		村民グラウンド	グラウンド放送室	34	鉄骨造	1984	32
		村民グラウンド	車庫	17	鉄骨造	1981	35
		屋内ゲートボール場	屋内ゲートボール場	604	木造	1997	19

(4) 産業系施設

○たばこ乾燥所は、現在、倉庫として利用されています。

中分類	小分類	施設名	建物名(棟名)	総延床面積 (㎡)	構造	建設年度	経過年数
産業系施設	産業系施設	乾草供給センター(下野行団地)	乾草庫	344	鉄骨造	1982	34
		乾草供給センター(下野行団地)	農具庫	274	鉄骨造	1982	34
		乾草供給センター(下野行団地)	燃料庫	15	コンクリートブロック	1982	34
		乾草供給センター(野行団地)	乾草庫	110	鉄骨造	1982	34
		乾草供給センター(地藏沢団地)	乾草庫	150	鉄骨造	1982	34
		たばこ乾燥所	葉たばこ受委託乾燥施設 管理棟	162	鉄骨造	1991	25
		たばこ乾燥所	葉たばこ受委託乾燥施設 倉庫	26	鉄骨造	1991	25

(5) 学校教育系施設

○葛尾小学校、葛尾中学校は、平成 29 年度(2017 年度)の再開を目標に整備を進めています。

○葛尾小学校は、平成 22 年度(2010 年度)に耐震補強及び大規模改修工事を行いました。平成 28 年度(2016 年度)に校舎の修繕、体育館及び特別教室の新築を実施中です。

○葛尾中学校は、平成 28 年度(2016 年度)に校舎の修繕、体育館の新築を実施中です。

○給食センターは、平成 28 年度(2016 年度)に修繕を実施中です。

中分類	小分類	施設名	建物名(棟名)	総延床面積 (㎡)	構造	建設年度	経過年数
学校	小学校	葛尾小学校	葛尾小学校(校舎)	1,269	鉄筋コンクリート	1968	48
	中学校	葛尾中学校	葛尾中学校(校舎)	1,879	鉄筋コンクリート	1984	32
その他教育施設	給食センター	学校給食センター	学校給食センター	312	鉄筋コンクリート	2000	16
		学校給食センター	学校給食センター ポンプ室	35	鉄骨造	2000	16

(6) 子育て支援施設

○葛尾幼稚園は平成 29 年度（2017 年度）の再開に向けて、空調設備の整備を実施中です。

中分類	小分類	施設名	建物名(棟名)	総延床面積 (㎡)	構造	建設年度	経過年数
幼保・こども園	幼稚園	葛尾幼稚園	葛尾幼稚園	484	鉄骨造	2010	6

(7) 保健・福祉施設

- 老人憩いの家は、平成 26 年度（2014 年度）に一部改修を実施しました。
築 40 年経過していることから、村民ニーズを踏まえ、他の施設への移転や建替え等の検討が必要です。
- 地域福祉センターは、平成 27 年度（2015 年度）に施設の修繕及び一部改修を行い、再開しました。
- 健康増進センターは、平成 26 年度（2014 年度）に復旧工事を実施し、再開しました。

中分類	小分類	施設名	建物名(棟名)	総延床面積 (㎡)	構造	建設年度	経過年数
高齢福祉施設	高齢福祉施設	老人憩の家	老人憩の家	191	鉄骨造	1976	40
		老人憩の家	老人憩の家	144	木造	2000	16
その他保健福祉施設	その他保健福祉施設	地域福祉センター	地域福祉センター	1,351	鉄筋コンクリート	1996	20
		健康増進センター	健康増進センター	1,368	鉄骨鉄筋コンクリート	1988	28

(8) 医療施設

○歯科診療所は、平成 27 年度（2015 年度）に修繕を実施し、再開しました。
現在、内科診療について検討しています。

中分類	小分類	施設名	建物名(棟名)	総延床面積 (㎡)	構造	建設年度	経過年数
医療施設	医療施設	診療所(歯科・内科)	診療所(歯科・内科)	374	鉄筋コンクリート	1997	19

(9) 行政系施設

○葛尾村役場は、平成 27 年度（2015 年度）に復旧工事を実施し、再開しました。築 36 年が経過していることから、今後大規模改修や建替えの検討が必要です。

中分類	小分類	施設名	建物名(棟名)	総延床面積 (㎡)	構造	建設 年度	経過 年数
庁舎等	庁舎	葛尾村役場	役場庁舎	1,260	鉄筋コンクリート	1980	36
		葛尾村役場	庁用車庫(A 棟)	99	鉄骨造	1994	22
		葛尾村役場	庁用車庫(B 棟)	99	鉄骨造	1994	22
		葛尾村役場	庁用車庫(C 棟)	52	鉄骨造	1994	22
		葛尾村役場	庁用書庫	59	鉄骨造	1995	21
		葛尾村役場	機械室	72	鉄筋コンクリート	1980	36
消防施設	屯所	消防屯所(第1分団第1屯所)	消防屯所(第1分団第1屯所)	46	鉄骨造	1992	24
		消防屯所(第1分団第2屯所)	消防屯所(第1分団第2屯所)	25	鉄骨造	1991	25
		消防屯所(第2分団第1屯所)	消防屯所(第2分団第1屯所)	42	鉄骨造	1994	22
		消防屯所(第2分団第2屯所)	消防屯所(第2分団第2屯所)	41	鉄骨造	1993	23
		消防屯所(第3分団第1屯所)	消防屯所(第3分団第1屯所)	41	鉄骨造	1992	24
		消防屯所(第3分団第2屯所)	消防屯所(第3分団第2屯所)	20	木造	1997	19
		消防屯所(第4分団第1屯所)	消防屯所(第4分団第1屯所)	26	鉄骨造	1992	24

(10) 公営住宅

○新西ノ内団地、及び菅ノ又団地（定住促進住宅）は修繕工事を実施し、平成 28 年（2016 年）4 月より入居が可能となっています。また、菅ノ又団地（定住促進住宅）に新たに 2 戸整備しました。

○帰村意向がある高齢者の中には、孤立を危惧されている場合があることから、西ノ内地区に高齢者向け集合住宅を整備する予定です。

○復興公営住宅や定住促進住宅等、公営住宅の施設数が増加したことから、指定管理者等の施設の効率的な管理方法を検討することが必要です。

中分類	小分類	施設名	建物名(棟名)	総延床面積 (㎡)	構造	建設 年度	経過 年数
公営住宅	公営住宅	公営住宅(新西ノ内1)	新西ノ内団地 6 号	66	木造	1989	27
		公営住宅(新西ノ内1)	新西ノ内団地 7 号	66	木造	1990	26
		公営住宅(新西ノ内1)	新西ノ内団地 8 号	66	木造	1991	25
		公営住宅(新西ノ内1)	新西ノ内団地 9 号	66	木造	1989	27
		公営住宅(新西ノ内1)	新西ノ内団地 10 号	66	木造	1990	26
		公営住宅(新西ノ内1)	新西ノ内団地 11 号	66	木造	1991	25
		公営住宅(新西ノ内1)	新西ノ内団地 12 号	66	木造	1991	25
		公営住宅(新西ノ内1)	新西ノ内団地 13 号	66	木造	1992	24
		公営住宅(新西ノ内1)	新西ノ内団地 14 号	66	木造	1992	24
		公営住宅(新西ノ内1)	新西ノ内団地 15 号	66	木造	1992	24
		公営住宅(新西ノ内1)	新西ノ内団地 16 号	66	木造	1993	23
		公営住宅(新西ノ内1)	新西ノ内団地 17 号	66	木造	1993	23
		公営住宅(新西ノ内1)	新西ノ内団地 18 号	66	木造	1992	24
		公営住宅(新西ノ内1)	新西ノ内団地 19 号	66	木造	1992	24
		公営住宅(新西ノ内1)	新西ノ内団地 20 号	66	木造	1992	24
		公営住宅(新西ノ内2)	新西ノ内団地 1 号	66	木造	1989	27
		公営住宅(新西ノ内2)	新西ノ内団地 2 号	66	木造	1990	26
		公営住宅(新西ノ内2)	新西ノ内団地 3 号	66	木造	1989	27
		公営住宅(新西ノ内2)	新西ノ内団地 4 号	66	木造	1990	26
		公営住宅(新西ノ内2)	新西ノ内団地 5 号	66	木造	1991	25
		公営住宅(菅ノ又)	菅ノ又団地 1 号(定住促進住宅)	88	木造	2009	7
		公営住宅(菅ノ又)	菅ノ又団地 2 号(定住促進住宅)	88	木造	2009	7
		公営住宅(菅ノ又)	菅ノ又団地 3 号(定住促進住宅)	88	木造	2009	7
		公営住宅(菅ノ又)	菅ノ又団地 4 号(定住促進住宅)	88	木造	2009	7
		公営住宅(菅ノ又)	菅ノ又団地 5 号(定住促進住宅)	88	木造	2016	0
		公営住宅(菅ノ又)	菅ノ又団地 6 号(定住促進住宅)	88	木造	2016	0
		公営住宅(恵下越)	恵下越 2LDK 4 戸	265	木造	2015	1
		公営住宅(恵下越)	恵下越 3LDK 21 戸	1,787	木造	2015	1
		公営住宅(恵下越)	恵下越 2LDK 49 戸	3,246	木造	2016	0
		公営住宅(恵下越)	恵下越 3LDK 30 戸	2,553	木造	2016	0
		公営住宅(恵下越)	恵下越 2LDK(障)	70	木造	2016	0
		公営住宅(恵下越)	恵下越 3LDK(障)	83	木造	2016	0

(11) その他

○教員住宅は、修繕工事を実施中です。

中分類	小分類	施設名	建物名(棟名)	総延床面積 (㎡)	構造	建設 年度	経過 年数
その他	教員住宅	教員住宅(中学校)	教員住宅1号	60	木造	1990	26
		教員住宅(中学校)	教員住宅2号	60	木造	1990	26
	公衆便所	大尽屋敷跡公園	大尽屋敷跡公園トイレ	11	木造	2006	10
		みんなのトイレ	みんなのトイレ	22	木造	2006	10
	その他	食品加工所	食品加工所	79	木造	2009	7

葛尾村公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月
(令和 4 年 3 月改定)
発行 福島県葛尾村

〒979-1602 福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合 16
[電話]0240-29-2111
[FAX]0240-29-2123